武蔵野市バリアフリー 交通安全特定事業計画 市役所周辺地区

令和5年3月 東京都公安委員会

# 武蔵野市バリアフリー基本構想における重点整備地区 「市役所周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、武蔵野市バリアフリー基本構想に即して、市役所周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

# 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

	道路の区間			生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道 杉並あきる野線 (第7号)		武蔵野市八幡町2丁目6番先 から 武蔵野市八幡町4丁目28番先 まで		障害者福祉センター
2	市道 第 17 号線	中央通り	武蔵野市緑町1丁目1番先 から 武蔵野市緑町3丁目1番先 まで		中央通りさくら並木公園、むさしの市民公園、武蔵野市役所、武蔵野温水プール・武蔵野プール、武蔵野総合体育館、武蔵野陽和会病院
3	市道 第 55 号線		武蔵野市八幡町3丁目5番先 から 武蔵野市緑町1丁目1番先 まで		都立武蔵野中央公園、 伏見通り公園、はらっ ぱむさしの、高齢者総 合センター
4	市道 第 212 号線		武蔵野市緑町3丁目1番先 から 武蔵野市緑町3丁目1番先 まで		
5	市道 第 27 号線		武蔵野市緑町1丁目3番先 から 武蔵野市緑町1丁目3番先 まで	なし	タイムズ武蔵野緑町 第3、サミットストア 武蔵野緑町店
6	市道 第 114 号線		武蔵野市八幡町4丁目1番先 から 武蔵野市八幡町2丁目3番先 まで		
7	市道 第 166 号線		武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番先から 武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番先 まで		武蔵野障害者総合センター
8	市道 第 16 号線		武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番先 から 武蔵野市吉祥寺北町4丁目10番先 まで		大野田公園、小さな丘 公園、中央図書館、保 健センター、大野田小 学校
9	市道 第 177 号線		武蔵野市吉祥寺北町4丁目 11番先から 武蔵野市吉祥寺北町4丁目 11番先まで		武蔵野陸上競技場
10	市道 第 212 号線		武蔵野市緑町3丁目9番先 から 武蔵野市緑町3丁目9番先 まで		緑町コミュニティセンター、むさしのエコreゾート

	道路の区間			生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
11	市道 第 41 号線		武蔵野市八幡町2丁目6番先 から 武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番先 まで	なし	軟式野球場、武蔵野庭 球場、緑町ふれあい広 場、第四中学校
12	市道 第 240 号線		武蔵野市緑町2丁目1番先 から 武蔵野市緑町2丁目2番先 まで	, 4U	児童発達支援センタ ーみどりのこども館

# 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

# (1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
2	   市道第 17 号線 	横断歩道の整備	令和5~7年度
6	市道第 114 号線	横断歩道の整備	同上

#### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業	
(1) 道路標識の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済)	
(2) 道路標示の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済)	
(3) エスコートゾーンの整備(注1)	令和5~7年度
必要に応じて実施	(継続的に実施)
2 違法駐車行為の防止のための事業	
(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施	
(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法	
駐車の指導取締りの実施	
(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行う ための線状又は点状の突起を設けるもの。

#### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

# (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関 と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図



区市町村名	武蔵野市
重点整備地区名	市役所周辺地区

